参考資料２
※平成30年第14回経済財政諮問会議
有識者議員提出資料

資料３－１

地方行財政改革と地方創生に向けて

平成 30 年 11 月 20 日

伊藤 元重
高橋 進
中西 宏明
新浪 剛史

1. 来年度予算編成（地方財政）に向けて

・ 一般財源総額について、2018 年度地方財政計画と実質的に同水準を確保しつつ、新経済・財政再生計画を踏まえ、国と基調を合わせた歳出改革を着実に実行すべき。
・ 臨時財政対策債について、来年度概算要求額は、ほぼ前年並みとなっているが、今後は、税収拡大に応じて、同対策債の既往債分等を圧縮し、国・地方を合わせたPB黒字化につなげていくべき。
・ 地方交付税のうち、まち・ひと・しごと創生事業費において「取組の必要性」から「取組の成果」に応じた算定への 1,000 億円分のシフトを来年度予算で達成するとともに、来年度にこれまでの成果をレビューし、成果反映分を5割以上とすべき。

2. 地方行財政分野の重点課題

（1） 公営企業改革・第3セクター改革

・ 策定された経営戦略や新公立病院改革プランを基に、今後は、経営抜本改革の進捗を定量的に評価・公表し、更なる課題解決を進める枠組みを構築すべき。また、公営企業の広域化を進めるとともに、民営化・包括的民間委託・PPP/PFI等の民間のノウハウの活用を促すべき。
・ 財政リスクを抱える三セクの経営健全化への取組について、経営健全化の方針を年度末までに策定・公表するとともに、取組が遅れている自治体についてはその理由と策定時期を明らかにするよう促すべき。

（2） 地方行政のデジタル・トランスフォーメーション等

・ 骨太 2018 において、ICTやAI等を活用し、関係府省が連携し標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進めることとされている。基盤強化期間（2019～2021 年度）内に取り組む対象業務や導入時期について、工程化すべき。
・ 各府省は、電子政府・電子自治体への取組を加速する観点から、電子申請・証明等に係る各種手数料や手続きコスト負担の現状を横比較可能な形で「見える化」するとともに、利用拡大に向けて、手数料の引下げを促すべき。
・ 窓口業務の民間委託に係る標準委託仕様書等を使用する自治体数のKPIを早期に明確化すべき。また、窓口業務に関する民間委託が可能な 25 業務のうち必要性が高い分野から取組の拡充を行うこととされており、その改革工程を明確化すべき。
・ 基金について自治体間で比較可能な形での見える化を着実に進めるとともに、地方単独事業（ソフト）、地方財政計画と決算の歳出項目の対応関係、自治体の予算・決算の対比等の見える化を着実に進め、歳出の効率化につなげるべき。

（3） 新改革工程表の取りまとめに向けて

・ 2017 年改革工程表に盛り込まれて、未だ措置済みでない事項や複数年に及ぶ事項について、新改革工程表に盛り込み、着実に実現に取り組むべき [1]。また、KPI設定においては、地域の経済や歳出効率化など、定量的な成果把握を基本とすべき。KPIには改革に取り組む自治体数だけでなく、その実質的効果を定量化できるよう、対象住民ベースでの進捗状況等を明らかにすべき。

3. 人口減少の下での持続可能な地方行財政の構築

・ 人口減・高齢化で社会保障費の増加圧力が拡大する一方で、新たなサービス需要も増大していく。自治体が、より自立的かつ自由度高く行財政運営できるよう、縦割り型の国庫補助や煩雑な手続きの簡素化など、自治体の目線から補助金の課題を総点検すべき。

・ 過疎対策事業債は過疎自治体のみ利用でき、広域での取組には使えない。このため、過疎自治体と周辺自治体が連携して広域サービスを実現するよりも、単独事業が選好されるが、人口減少下ではかえって非効率となる可能性がある。過疎自治体以外を巻き込んだ広域化事業に、過疎債を活用できる仕組みを構築すべき。

4. 地方創生に向けた多様な PPP/PFI の推進

・ 人口減少、財政制約、公共施設等の老朽化の下、民間の資金やノウハウ等を公共サービス分野に活用する必要性はますます拡大しており、上下水道のコンセッションについて、関係府省が連携し、先頭に立って取組を開始する自治体を後押しするとともに、そのノウハウを横展開すべき。

・ 実績等の乏しい自治体のボトルネックは、アドバイザリー契約をはじめとする初期費用とノウハウ等の乏しさ。アドバイザリー経費の初期投資を支援する、分野別の標準契約書を整備するなど、案件形成に向けた支援を強化すべき。

・ 地域経済活性化の観点からも、地域企業の参画が重要である。コンソーシアム形成や入札作業等におけるノウハウ等の利活用に向け、地域企業が参加するプラットフォーム [2]の形成に向けた取組を全都道府県に展開・拡充すべき。

・ 小規模自治体であっても、例えば 10 億円以上の施設等については PPP/PFI の優先規定を設け、効率的な行政サービスの提供が進むよう検討すべき。

・ 補助金によって、優先規定を設けているものといないものがみられる。実態を早急に把握し、優先規定を設ける補助金を拡大すべき。

・ キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路、学校等）にも PPP/PFI を導入する新しい取組が世界では始まっており、インフラの老朽化が急速に進む日本でも導入可能性の検討を真剣に開始すべき。

---

[1] 措置済みでない事項としては、例えば公営企業の抜本改革に関し経営比較分析表を一覧して見える化、民間委託の住民一人当たりコストや歳出効率化効果等の見える化など。複数年に及ぶ事項としては、トップランナー方式の導入、地方公会計の整備と資産管理への活用、公共施設等総合管理計画と全ての個別施設計画の策定状況を自治体ごとに一覧し見える化といった例が挙げられる

[2] 地域の企業、金融機関、地方自治体等が集まり、PPP/PFI 事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体の PPP/PFI 案件形成を目指した取組み